

学校法人会計と計算書類等の概要について

1. 学校法人会計の特徴

学校法人は、私立学校法に基づき、文部科学省が定める「学校法人会計基準」に従って会計処理を行っています。

「学校法人会計基準」は、学校法人の財政及び経営の状況を適切に表示し、学生、保護者、教職員その他ステークホルダーにわかりやすく開示するための統一的な会計基準です。また、教育研究活動を継続的に行うための財政基盤を明らかにする役割があります。

制 定：昭和46年4月1日 文部省令第18号

最終改正：令和6年9月30日 文部科学省令第28号

施行日：令和7年4月1日

・会計の原則（学校法人会計基準第2条）

- ① 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。
- ② 全ての取引について、正規の簿記の原則によって記帳された会計帳簿に基づいて計算関係書類を作成すること。
- ③ 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を計算関係書類に明瞭に表示すること。
- ④ 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算関係書類及び財産目録の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

2. 学校法人会計に関して作成・提出が必要となる主な書類

学校法人は、毎会計年度終了後3月以内に、以下の書類を作成しなければなりません。

- ・ 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（私立学校法第103条第2項）
- ・ 財産目録（私立学校法第107条第1項第1号）

また、助成対象学校法人は、毎会計年度終了後3月以内に、以下の書類を所轄庁に提出する必要があります。

- ・ 計算書類及びその附属明細書、翌会計年度の収支予算書、監査報告（私立学校振興助成法第14条第4項）
- ・ 内訳表（事業活動収支内訳表・資金収支内訳表・人件費支出内訳表）（私立学校振興助成法施行規則第2条）

※ただし、収益事業会計に係る会計処理並びに貸借対照表及び損益計算書の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従って行います。

・計算書類の体系イメージ

計算書類	附属明細書	財産目録
<ul style="list-style-type: none">●貸借対照表●事業活動収支計算書●資金収支計算書●活動区分資金収支計算書●注記事項	<ul style="list-style-type: none">●固定資産●借入金●基本金	<ul style="list-style-type: none">●財産目録

3. 各書類の概要

(1) 貸借対照表

当該年度末における資産、負債、純資産（基本金、繰越収支差額）の状態を表し、学校法人がその時点でのような財政状況にあるかを示すものです。

企業会計の貸借対照表とほぼ同じ役割ですが、純資産の部にある「基本金」や「繰越収支差額」は学校法人特有の項目です。

(2) 事業活動収支計算書

- ① 当該会計年度の事業活動収入及び事業活動支出の内容
- ② 学校法人の財政の均衡状態（バランス）

上記2つを明らかにするものです。

永続的な学校法人の運営のためには、事業活動収支のバランスが重要な条件となります。

企業会計でいう「損益計算書」におおむね相当し、施設・設備の取得支出や借入金の受入・返済など、資産・負債の増減は原則として事業活動の収支には含まれません。ただし、「現物寄付」、「減価償却額」、「退職給与引当金繰入額」など資金の動きを伴わない項目については、収支計算に反映して計算を行います。

事業活動収入（収益）と事業活動支出（費用）の差額が、「損益計算書」の当期利益（損失）に当たり、「基本金組入前当年度収支差額」といいます。

基本金は、学校法人が教育研究活動に必要な資産を継続的に保持するため、事業活動収入から組み入れる金額です。第1号基本金は教育研究用の固定資産等の取得額、第2号基本金は将来取得する固定資産に充てる資産額、第3号基本金は基金として継続的に保持し、かつ運用する資産額、第4号基本金は恒常的に保持すべき資金として文部科学大臣が定める額です。基本金組入前当年度収支差額から、当年度の基本金組入額を控除した額を「当年度収支差額」といいます。

「教育活動」「教育活動外」「特別」の3つの活動に区分されており、経常的・臨時的なそれぞれの収支状況が把握できます。ただし、収入と支出の計上区分が必ずしも一致しないため、分析には留意が必要です。

【収入科目】

科 目	内 容
学生生徒等納付金	入学金、授業料、課外活動育成費、教育充実費 など
手数料	入学検定料、試験料、証明手数料 など
寄付金	金銭その他の資産を寄贈者から贈与されたもので、補助金にならないもの
経常費等補助金	国または地方公共団体からの助成金
付随事業収入	学生寮費、スクールバス利用料、受託事業収入 など
医療収入	入院収入、外来収入 など
雑収入	法人が所有する教室等の使用料、退職金財団交付金 など
受取利息・配当金	預貯金の利息、証券投資信託の収益の分配金及び株式の配当金
資産売却差額	固定資産の売却収入のうち簿価よりも高く売却された場合の簿価との差額
その他の特別収入	寄付・補助金のうち施設設備関係のもの、過年度修正額 など

【支出科目】

科 目	内 容
人件費	専任教職員、非常勤教員等に支給する給与・賞与、アルバイト料、退職金、退職給与引当金繰入額、賞与引当金繰入額 など
教育研究経費	学生生徒等の教育指導に係る経費、教員の研究活動に係る経費、医療に係る経費
管理経費	教育研究経費以外の経費
徴収不能額等	徴収不能見込額をあらかじめ費用計上する額及び回収不能となった額
借入金等利息	日本私立学校振興・共済事業団、市中銀行からの借入金に対する利息
その他の教育活動外支出	為替換算差損 など
資産処分差額	固定資産の廃棄・除却した場合の簿価及び簿価よりも安価で売却された場合の差額
その他の特別支出	過年度修正額、賞与引当金特別繰入額 など

(3) 資金収支計算書

- ① 当該年度に行った諸活動に対応するすべての収入と支出の内容
- ② 当該年度にかかる支払資金（現金及びいつでも引き出すことのできる預貯金）の収入と支出のてん末

上記2つを明らかにするものです。

予算額と決算額を対比し、法人全体の資金収支を管理するために作成します。

(4) 活動区分資金収支計算書

資金収支計算書の決算額を「教育活動」「施設整備等活動」「その他の活動」に区分して表示するものです。企業会計のキャッシュ・フロー計算書に近い役割を持っています。

【収入科目】 ※収入・支出ともに、事業活動収支計算書と同一の科目は説明を省略しています。

科 目	内 容
付随事業・収益事業収入	水産養殖種苗センターからの繰入収入 など
前受金収入	翌年度入学生の授業料など、翌年度の収入となるもの
その他の収入	前期の未収入金収入、預り金、仮受金、貸付金回収収入 など
資金収入調整勘定	期末未収入金（当期活動の未収分）、前期末前受金（当期活動の前期入金分）

【支出科目】

科 目	内 容
借入金等返済支出	日本私立学校振興・共済事業団、市中銀行からの借入金に対する返済額
施設関係支出	土地、建物（電気・給排水・空調等の附属設備含む）、構築物、建設仮勘定 など
設備関係支出	機器備品、図書、車両、ソフトウェア など
資産運用支出	有価証券の購入支出、特定資産への繰入支出
その他の支出	前期の未払金支払、前払金、貸付金支払 など
資金支出調整勘定	期末未払金（当期活動の未払分）、前期末前払金（当期活動の前期支払分）

※学校法人会計は、教育研究活動の継続性や基本金制度等を反映しているため、一般企業の財務諸表とは表示区分や勘定科目が異なります。

(5) 附属明細書

- ① 各計算書類の主要な項目の詳細な内訳
- ② 資産や負債、基本金などの当年度中に増減（動き）のてん末

上記2つを明らかにするものです。

計算書類の「合計数値」の裏付けを示し、法人の財政状態をより深く理解するための情報となります。

企業会計の「財務諸表の附属明細書」にあたるもので、学校法人会計基準においては、教育機関の特性に合わせて原則として「固定資産明細書」「借入金明細書」「基本金明細書」の3つの作成が定められています。

- ・固定資産明細書： 学校が保有する校舎や土地、機器などが、今年度新しくいくら増えて、廃棄や売却などによりいくら減ったか、その増減の詳細を示します。
- ・借入金明細書： 銀行などからの借入金が、今年度いくら増減し、いくら残っているか示します。
- ・基本金明細書： 各号基本金について、当年度の組入対象額・取崩対象額、組入額または取崩額及び期末残高を示します。

(6) 財産目録

私立学校法に基づき毎会計年度作成し、学校法人会計基準に従って、当該年度末におけるすべての資産及び負債を、名称、数量、金額等により詳細に表示するものです。

貸借対照表に掲載されている資産及び負債の総額が、具体的にどのような項目で構成されているかを細かく一覧にしたもので、学校の「財政的な体力」を詳しく知る上で有益な情報となります。